

【勤務条件】

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
職種	機能訓練業務
業務内容	通所児童等の機能訓練、教育委員会の機能訓練
任用期間	令和6年9月1日～7年3月31日 ※勤務実績が良好な場合は2回まで再度の任用を行うことがあります (最長3年)。
条件付採用期間(試用期間)	1か月(再度の任用の場合も同様)
勤務時間等	1 月曜 始業(9時00分) 終業(17時00分) 水曜 始業(9時00分) 終業(14時15分) 2 休憩時間 45分(月曜のみ) 3 時間外勤務の有無(有)・無) 4 休日勤務の有無(有)・無)
基本給	時給: 1,641円 ※引き続き本市職員としての経験年数に応じて、一定の範囲で加算があります。
その他の給与及び費用弁償	期末手当、時間外勤務報酬、通勤費用弁償等 ※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。
休日	土・日曜日、祝日
休暇	年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)
勤務地	交野市立児童発達支援センター
福利厚生	健康保険(大阪府市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償・労働者災害補償等 ※一定の勤務要件等を満たす場合に加入します。
服務	地方公務員法に規定する服務(①服務の根本基準、②服務の宣誓、③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、④信用失墜行為の禁止、⑤秘密を守る義務、⑥職務に専念する義務、⑦政治的行為の制限及び⑧争議行為等の禁止)・懲戒等の規定の対象となります。 なお、営利企業への従事(兼業)を行うことは原則としてできませんが、以下の場合には認められないことがありますので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって交野市の信用を損なうおそれがある場合